



こうべ元町事務所通信 知っトク建設業ニュース！ 令和8年8月17日配信



残暑の候、貴社におかれましては益々ご清栄のことと、心よりお慶び申し上げます。

今回は、配置技術者の専任配置についてお伝えします。

配置技術者の「専任」はいつからいつまで必要なのか、また、専任を要する期間と要しない期間について、今月号・次月号の2回に分けてご紹介します。

前編では、「専任」とは何か、「常駐」との違い、専任配置が必要となる工事や元請における専任期間についてご説明します。

まず許可を受けた業種で請負った工事現場には、主任技術者等の配置技術者を配置しないとはいけません。
また、公共性のある施設や多数の者が利用する施設に関する「重要な建設工事」については、配置技術者を『専任』で配置しなければなりません。

「専任」が求められない工事であれば、複数の工事現場の兼務が可能です！

◎現場配置技術者の専任が求められる工事（原則）

①請負代金が税込4,500万円（建築一式工事の場合は税込9,000万円）以上の工事

②公共工事に限らず、民間工事も含まれ、個人住宅や長屋を除くほとんどの建設工事が対象

※この配置技術者の専任配置は、元請・下請という建設業者の立場に関わらず、全ての建設業者が対象。

◆それでは、この「専任」とはどういうことでしょうか？

「専任＝現場に常駐すること」と誤解されていることが少なくありません。

- ・ **専任**：他の工事現場の職務を兼務せず、継続的に当該工事の業務に従事することを指します。つまり、工事期間中はその現場の配置技術者として職務を遂行する必要があり、原則として他の工事現場の配置技術者を兼ねることはできません。
- ・ **常駐**：工事施工中に特別な理由がない限り、継続して工事現場に滞在することを指します。担当する工事現場から出退勤を除いて離れないことです。

⇒ここが最も重要なポイントです。**法律が求める「専任」とは、必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。**

本社での会議への出席や発注者との打合せ、関係機関との協議、資材調達など、業務上必要な場合に現場を離れることは認められています。

◆では、具体的に「いつからいつまで」が専任期間となるのでしょうか？

配置技術者を専任で配置する期間は、建設業の立場（元請か下請か）によって異なります！

●「元請」の場合

専任で配置すべき期間は、原則として「契約工期全体」です。

ただし、次のような期間については契約工期中であっても、専任配置する必要がありません。

◆ 専任配置を要しない期間について ◆

専任配置不要期間	例
① 着工前	現場事務所設置・資機材搬入・仮設工事開始前
② 全面的な工事中止期間	災害、用地未確保、埋蔵文化財調査など
③ 工場製作のみの期間	橋梁・ポンプ・エレベーター等の工場製作 ※ただし、工場製作中も主任技術者等の管理が必要です。 ※工場製作等の期間に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作される場合については、同一の主任技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。(下記の図Ⅱ参照)
④ 工事完了後	完成検査後の事務手続き・後片付けのみ ※発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない。

※いずれの場合であっても、発注者との間で設計図書もしくは打合せ記録などの書面により、専任を要さない期間を明確にすることが必要となります。

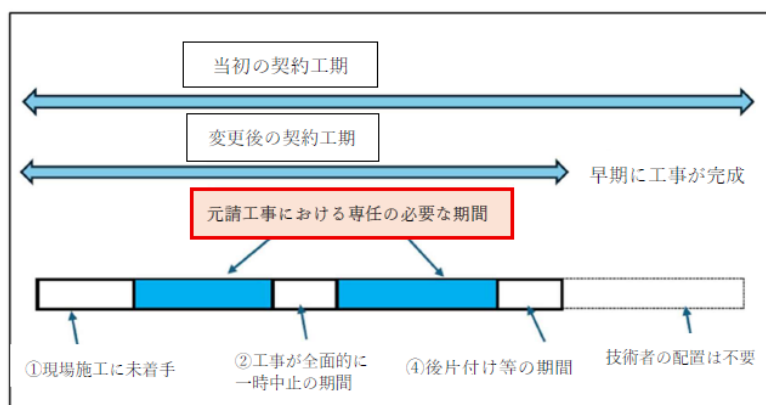
また、この期間において兼務可能な他の建設工事は、請負金額が4,500万円（建築一式なら9,000万円）未満のもの、又は専任を要しない工事であれば、他の工事との兼務が可能です。

※なお、上記の「全面的な工事中止期間」については、一定の条件のもと、他の工事の専任配置技術者として従事できる場合があります。

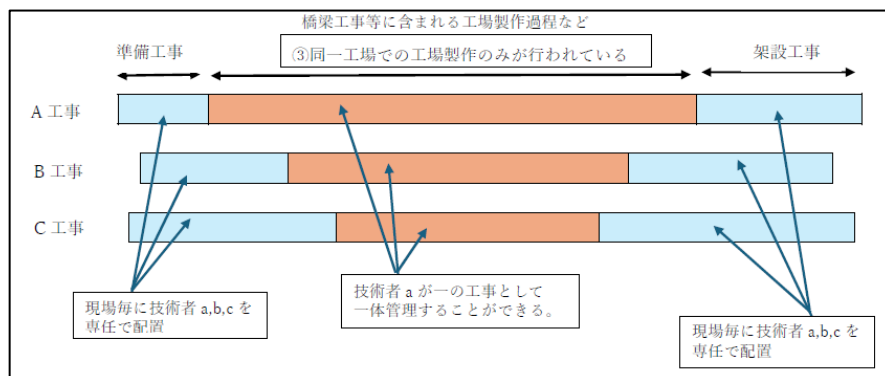
また、一定の要件を満たす場合には、「専任特例1号」により、他の工事の専任配置技術者を兼務できる場合もあります。これらの詳細については、次号で詳しく解説します。

★専任配置期間を図で表すと、次のとおりです。

(図Ⅰ)



(図Ⅱ)



一まとめ一

建設現場における主任技術者・監理技術者の「専任」配置は、建設業法上の重要な義務です。

「専任」と「常駐」の違いを正しく理解し、適切な配置計画を行うことが、コンプライアンスの確保と効率的な人材活用の両立につながります。今回は、下請工事における専任期間や、専任を要しない期間における配置技術者の兼務の考え方など、実務上の注意点についてご紹介します。

何かご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

行政書士 こうべ元町事務所 行政書士 光森 司
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号
TEL: (078) 332-3911 FAX: (078) 332-3914
E-mail: kobe-m.office@x3.gmob.jp